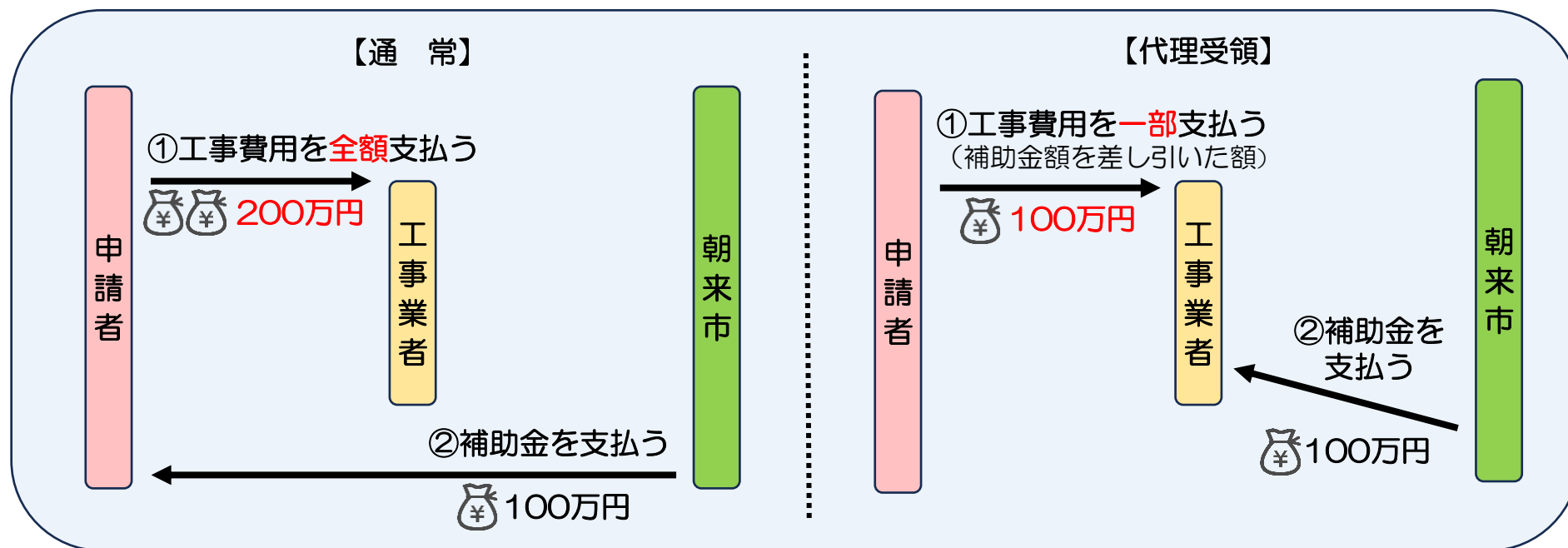


補助金の代理受領制度（建築物等関連事業補助金に係るもの）

【どんな制度？】 申請者の代理として、工事業者が市からの補助金を受領する制度です。
工事業者に支払う費用の全額を準備する必要がなくなるため、**申請者の負担が軽減**されます。

【イメージ図】 例：工事費用200万円、補助金100万円の場合



- 【注 意】
- ・代理受領制度を利用するには、**事前に**複数の届出や印鑑登録証明書などが必要です。
 - ・代理受領制度が可能な補助金は限定されています。
 - ・その他詳細は市HPを参照ください。